

商品概要説明書

通知貯金

(平成24年8月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○通知貯金
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○期間の定めはありません。 (ただし、7日間の据置期間が必要です)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○50,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○解約時に一括して払い戻しができます。 (ただし、解約する日の2日前までに当店に通知が必要です。)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ○解約時に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%) [※] の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。） につきましては、当 J A 本支店または金融部（電話：0 5 4 5—5 1—2 1 2 2）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所（電話：0 5 4—2 8 4—9 9 1 3）で も、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、 次の機関を利用できます。上記 J A 金融部または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談 所を通じてのご利用となります。上記静岡県 J A バンク相 談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>—————</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士市